

(別紙1)

## 香川県広報誌等配布業務仕様書

### 1 目的

県広報誌、県議会広報誌及びその他県の広報物（以下「広報誌等」という。）を県内全世帯へ配布する。

### 2 業務に係る基本事項

#### (1) 配布物

①県広報誌「みんなの県政 THEかがわ」

- ・発行 每月1日発行の年12回(令和8年5月号～令和9年4月号)
- ・規格 A4判（4色刷り）、16ページ

②県議会広報誌「香川県議会だより ほっと県議会かがわ」

- ・発行 令和8年4月25日、5月25日、8月25日、11月25日、令和9年1月25日発行の年5回
- ・規格 A4判（4色刷り）、令和8年4月25日は16ページ、5月25日は4ページ、8月25日、11月25日、令和9年1月25日は12ページ

③その他の県広報物

- ・発行 年数回程度

なお、②、③は県広報誌に挟み込んだ状態で印刷業者から配布業者に引き渡しする。

#### (2) 配布回数

配布回数は年12回とする。このうち、県広報誌の令和8年5月号、6月号、9月号、12月号及び令和9年2月号には県議会広報誌が挟み込まれる。

#### (3) 配布区域

配布区域は県内全域とする。

#### (4) 配布先

配布区域内の全世帯を配布先とする。

#### (5) 配布業務の完了

配布業務は、発行日の前日までに完了すること。

### 3 配布体制

- 受託者の責任と費用負担により、業務を行うために必要な施設、機材及び人員等を確保すること。
- 県に提出した広報誌等を県内全世帯に配布するまでの流れを示した配布計画書に従って、配布体制を定めること。
- 県内に、配布業務を総括する配布本部及び県内を幾つかに分けた配布エリアを統括する配布拠点を設置すること。
- 配布拠点においては、当該拠点が担当する配布エリアを、それぞれ定めること。
- 配布本部及び配布拠点においては、責任者を置くこと。当該責任者は、災害緊急時にあっても速やかに連絡が取れ、県からの指示を受けることが可能な者でなければなら

ない。

#### 4 業務の具体的な内容

##### (1) 広報誌等の引渡し

- ①原則として配布業者が指定する場所（県内 10 箇所以内）に印刷業者が納品する。引き渡し方法その他の詳細については、印刷業者と十分協議すること。
- ②引渡し日は原則として、広報誌等の発行月の前月末から数えて 10 日前の日とする。  
その日が香川県の休日を定める条例（平成元年条例第 1 号）第 1 条に規定する県の休日（以下「休日」という。）の場合は、その日より前の最も近い休日でない日とする。  
ただし、県の都合により引渡し日が前後する場合がある。その場合は、事前に引渡し日を連絡する。やむなく配布業者の都合で引渡し日を変更する場合は、事前に県に了解を得た上で、印刷業者に連絡すること。
- ③引渡し部数は、令和 8 年 5 月号から 10 月号については各号 416,000 部、11 月号から令和 9 年 4 月号については各号 416,500 部（各号には予備 1,000 部程度を含む。）である。配布実績及び令和 8 年度配布見込みは資料 1 のとおり。

##### (2) 配布方法

- ①配布に当たっては、深夜早朝に騒音を立てる、乱雑に配布するなど、住民の迷惑になることがないよう誠実に配ること。
- ②ポスト投函を基本とし、ポストが無い場合は雨が降り込まない場所に配布すること。  
ポスト投函は、ポスト投函口に挟むだけではなく、なるべくポストの中に入れ込むこと。
- ③雨が予想される場合は、濡れないように注意して配布すること。
- ④広報誌等を他の配布物に挟み込まないこと。また、他の配布物を広報誌等に挟み込まないこと。
- ⑤配布員の移動手段（自動車、バイクなど）を定めること。島しょ部や山間部において配布期限までに配布するために、郵送による配布を行う場合は、事前に県に了解を得ること。郵送にかかる費用は、委託料に含まれているものとする。

##### (3) 配布先

- ①配布対象区域は県内全域で、原則として県民が住んでいるところを配布先とする。従って、事務所（工場、店舗、工事事務所等）、学生専用のアパート・マンション、病院・市町役場・公民館等の公的施設は配布しない。ただし、事務所兼住居は配布先とする。
- ②住民票を移していると推測される老人ホーム等の施設は配布の対象とする（配布部数は、施設との協議による）。
- ③配布不要等の申し出のあった世帯については個別に対応し、その内容及び結果について一覧にし、毎月県に報告すること。

##### (4) 配布管理方法（配布漏れ防止対策・体制の構築）

###### ①配布前

- ・配布拠点ごとの境界線、配布員ごとの担当エリアの境界線を住宅地図上で明確に線

引きするなどして、重複配布を防止すること。

- ・配布員が交代する場合には、配布本部及び配布拠点の責任者は正確に引継ぎを行い、円滑に業務を進めること。

#### ②配布中

- ・広報誌等の発行月の前月末から数えて 10 日前の日（原則）に印刷会社から広報誌引き渡しを受け、同月末までに県内全世帯に順次配布すること。
- ・配布拠点の責任者は配布員に対し、配布の進捗状況を適宜確認すること。
- ・配布員に配布箇所を隨時調査させ、配布拠点の責任者は配布漏れ、重複配布などがないかを確認し、問題があった場合には速やかに対応すること。
- ・新たに「配布不要」「新規入居」などを確認した場合は、配布拠点の責任者に報告すること。

#### ③配布後

- ・配布拠点ごとに「納品部数」から「配布部数」を差し引いた数が、残部数と合致するか確認すること。
- ・配布拠点ごとに配布実績部数をとりまとめ、当該月号広報誌の配布業務が完了した旨の報告書を作成し、業務完了から 10 日以内に完了報告書を県に提出すること。
- ・配布本部の責任者は、配布漏れや重複配布などの問題があった場合には、その原因を特定するとともに、次回以降、同様の配布漏れがないよう全配布員に注意喚起すること。

### (5) 苦情処理体制の構築

県民（県からの連絡を含む）からの配布漏れなどに関する苦情に対応するため、次に掲げる事項を定めておくこと。また、苦情を受けた場合、遅滞なく誠実に対応し、苦情処理の内容及び状況を毎月県に報告すること。

- ・苦情処理責任者及びその連絡先
- ・配布業者が県民（県からの連絡を含む）から苦情を受けてから処理するまでの流れ

### (6) 個人情報の保護・管理

個人情報保護法の趣旨を踏まえ、業務上知り得た情報の保護・管理に細心の注意を払うとともに、配布員をはじめ従業員らへの説明・研修等を十分に行うこと。また、次の項目について、その保護・管理方法を定めること。

- ①配布地図等（配布に関する情報が記載されたもの）
- ②苦情の受付及び処理に係る記録等の書類（苦情内容などを記載したもの）
- ③郵送により配布を行う場合は、配布に必要なリスト（宛先、郵送状況など）

## 5 その他

- ①配布部数は、配布拠点ごとに積算し「配布部数積算書」として、あらかじめ県に報告すること。
- ②当該月の配布業務終了後、10 日以内に、実際に配布した部数を配布拠点ごとに積算し、「配布部数実績報告書」として報告すること。
- ③県と密に連絡を取り、配布業務に支障や齟齬を生じないようにすること。

- ④契約期間の満了、契約の解除などにより、契約関係が消滅するときには、業務遂行上必要な情報を県に引き渡すこと。
- ⑤「特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則」に基づき、契約締結後、業者名及び契約金額を県報で公示する。

(資料1)  
広報誌配布部数（実績）

広報誌	配布部数	広報誌	配布部数
令和4年12月号	412,745	令和6年12月号	413,961
令和5年1月号	412,780	令和7年1月号	413,980
令和5年2月号	412,819	令和7年2月号	414,001
令和5年3月号	412,856	令和7年3月号	414,032
令和5年4月号	412,901	令和7年4月号	414,049
令和5年5月号	412,918	令和7年5月号	414,075
令和5年6月号	412,950	令和7年6月号	414,089
令和5年7月号	412,980	令和7年7月号	414,103
令和5年8月号	413,020	令和7年8月号	414,117
令和5年9月号	413,052	令和7年9月号	414,149
令和5年10月号	413,196	令和7年10月号	414,177
令和5年11月号	413,231	令和7年11月号	414,212

令和8年度広報誌配布部数（見込み）

市町名	配布部数 (上半期見込み)	配布部数 (下半期見込み)
高松市	188,800	189,000
丸亀市	47,400	47,600
坂出市	21,600	21,700
善通寺市	14,100	14,100
観音寺市	23,100	23,100
さぬき市	20,600	20,600
東かがわ市	13,500	13,500
三豊市	22,200	22,200
土庄町	6,200	6,200

市町名	配布部数 (上半期見込み)	配布部数 (下半期見込み)
小豆島町	7,400	7,400
三木町	10,600	10,600
直島町	1,500	1,500
綾川町	8,700	8,700
宇多津町	8,700	8,700
琴平町	4,000	4,000
多度津町	9,900	9,900
まんのう町	6,700	6,700
計	415,000	415,500

※令和7年10月号の配布実績をもとに配布部数を見込んだもの。